

安芸太田町特別職報酬等審議会（第3回）会議録

日 時 令和5年11月28日（火）9：00～10：30

場 所 安芸太田町役場 本館2階 第3会室

出席委員 富樫 辰二 委員（会長）
山本 和宏 委員（職務代理者）
佐々木 治郎 委員
藤井 幸穂 委員
宮本 美智子 委員

欠席委員 なし

事務局 総務課 長尾課長、浅田課長補佐、川中総務係長

次 第 1 開会
2 あいさつ（会長）
3 議事
4 その他
5 閉会

< 3 議事概要 >

(1) 前回第2回会議録の確認

(2) 事務局から資料・答申(案)の説明

～答申(案)について～

◎ 委員

前回の議事録含めこの答申(案)について、委員としては十分私達の気持ち
が反映されており、素晴らしいものになっていると思う。

一方、度々議論となった「議会改革調査特別委員会報告書」による改定案に
ついては、町民の抵抗感は強いものと思われる。

委員の皆さん、その他ご意見頂戴したい。

◎ 委員

基本的には全般において賛成である。よくまとめていただいたと思う。

この度、報酬等審議会委員として初めて参加し、常勤特別職の報酬等につい
て色々学ばせていただいた。その他、町民としてなかなか知り得ていなかった
非常勤特別職の報酬額の現状、というのも改めて知ることが出来た。

また、この非常勤特別職で言えば、地域には農業委員や民生児童委員等、様々
な委員がいらっしゃり、研修も受けておられる。そういった、税金を使って研
修や勉強をしていることを鑑みると、地域に還元していくような機会を自分ら
も設けなければいけないと思った。住民として、そういう責任もあるのかなと
いう気がした。

◎ 委員

“長らく報酬等が据置だったことを踏まえ、全国平均まで引上げる”という
方針の答申(案)において、改定額の中、一部で下がる区分(副町長及び教育
長)もある。結論として、全国町村類似団体の平均額に準拠する、なので致し
方ないと思うが、一部のマイナス改定について少し気になるところである。

◎ 委員

これは(案)であって、まだ議論の余地はあると考える。委員の審議の中で
理由・根拠がまとまれば。

○ 事務局

前日も三役の給料について話をさせていただいたが、町長、副町長、教育長の給料額について類似団体のそれと各々比較した時に、その差は概ね同様ではなく、ばらつきがある。これは、政治・選挙で選ばれる首長、それとは別に、任命による副町長・教育長、というところも含めて考える必要がある。

私達の町がこれまで、県の職員さんから副町長としてお迎えし、学校の先生から教育長としてお迎えしてきた、という背景が前提としてある。そして、県の幹部クラスの職員の方は、わが町の管理職より高い給料額をもらっておられること、学校の先生もまた、行政職より高い給料額をもらっておられること、こういったところを鑑みた額として、合併当時からこの給料額を引き継いできた経緯があると考えている。

他方、例えば、今後副町長や教育長をお迎えするとなった際に、この下がった給料額というのは、任命にあたって執行部としては難儀する部分になるかとは思う。

しかし、これは前回審議会における決議の方向性であり、全国町村類似団体の平均額との比較結果として、そのままの数字であるマイナスの数字を記させていただいた。

◎ 委員

県内町の平均なり合併5町平均を下回ったら、そこらへんは大変苦しい差があるのではないかという気がするが。

○ 事務局

今、県内の中での議論をされているが、県内でいうとやはり最小人口の町であり、その町が最低額であるといったところに関しては、致し方ない部分もあるのではないかと感じている。

◎ 委員

例えばだが、一部のマイナス改定を回避するため、“全国町村類似団体の平均値を遵守する”という表現を何がしか変えていくか、平均値の前に「県内」という言葉も入れていく、とか。全国町村類似団体の平均値にしたら、下がっていく。この下がるということが、どうなのかと気にする。

○ 事務局

報酬等審議会としての答申であるので、その改定額についてはその根拠を持って示していきたい。

一方で、報酬等審議会の答申は、三役・議員の報酬等の改定を確定させるものではないということ。例えば、三役の中で町長だけ額が上がることについて、町長自ら改定を見送る、ということもあるかもしれない。議員についても、報告書では5万円上げる改定、としていたが、今後の議論の中で別の改定額になるかもしれない。

悩ましいところはあるが、“全国町村類似団体の平均額に準拠する”という方針にしたうえで、一部の区分だけを“県内町の平均額に準拠する”等の別の根拠とすることは、整合性が非常につきにくいと考える。

◎ 委員

改定額について一部マイナスもあるが、この度“全国町村類似団体の平均額に準拠する”に至った経緯を含め、そこはしっかりご理解いただけるよう答申がまとまっていれば問題ない。減額改定の方はショックであろうが。

◎ 委員

一部のマイナス額は少し気になるが、やはり答申として出すのであれば、根拠がしっかりとあるべきだと考える。しっかりした根拠として、この“全国町村類似団体の平均額に準拠する”というのをを用いるのであれば、私はこのままの答申（案）でいった方が良いと感じている。

後は、この根拠に至った経緯を含め、とても良くまとめられている。

◎ 委員

私も、改定額がマイナスの数字は、モチベーション下がるから、気の毒だなと思うところもある。

しかし、審議会として、この基準を根拠とし今回は結論とさせていただく、ということで、委員の皆様よろしいか。

◎ 委員（一同）

同意。

◎ 委員

だいたい意見も出尽くしたようである。審議の方はこれで終わってよろしいか。では、審議はこれで終わりとする。

< 4 その他概要 >

○ 事務局

今後の流れについて、説明させていただく。

この審議会終了後、本日、審議会から町長に対し答申を行う予定となっている。

そして、町長への答申後は、議会への報告を行う。これは、前回令和3年開催の審議会は、議会からの報告書を受けて諮問に至った経緯があり、かつその時の答申は、「額は据置き、審議は後年へ持ち越し。」となっていた経緯を踏まえ、報告を行うものとなる。

また併せて、町公式サイトの方へ「特別職報酬等審議会 令和5年の諮問と答申」として、諮問内容、会議録、答申内容を公開させていただく、という流れになっている。

なお、この答申については、今日の審議会の最初にご指摘いただいた若干の文言修正等を反映させ、完成版としての答申を事務局で整理・作成する。よって、会長におかれては、今しばらくここでお待ちいただきたい。

○ 事務局

答申の最終的な文言修正について、残っていただく会長に他委員が全て委任する、ということによろしいか。

◎ 委員（一同）

同意。

○ 事務局

それでは、宜しくお願ひしたい。

以上で、予定されていた会議は全て終了とする。委員の皆様には、第1回から第3回までの審議に大変感謝する。